別表第一アイエスアイランゲージスクールの項中「アイエスアイランゲージスクール」を「ＩＳＩランゲージスクール」に改め、同表財団法人アジア学生文化協会・専修日本語課程四月コース、同・専修日本語課程十月コース、同・大学進学日本語課程四月コース（二年コース）、同・大学進学日本語課程四月コース（二年コース）の項中「財団法人アジア学生文化協会・専修日本語課程四月コース、同・専修日本語課程十月コース」に改め、同表東京日本語文化学校の項を削り、同表東京ワールド外語学院の項中「東京ワールド外語学院」を「東京ワールド日本語学校」に改め、同表学校法人ＡＢＫ学館ＡＢＫ学館日本語学校の項の次に次のように加える。

ＮＩＰＰＯＮ文化学院	東京都
友国際文化学院	東京都
東京王子外国語学院	東京都

別表第一横浜国際語学院の項の次に次のように加える。

早稲田言語学院横浜校	神奈川県

別表第一国際外語・観光・エアライン専門学校の項の次に次のように加える。

日本アニメ・マンガ専門学校日本語科	新潟県

別表第一公務員・保育・介護・ビジネス専門学校の項中「公務員・保育・介護・ビジネス専門学校」を「保育・介護・ビジネス名古屋専門学校」に改め、同表名朋語学院の項中「名朋語学院」を「名古屋ＡＩＵＥＯ国際学園」に改め、同表アークアカデミー京都校の項中「アークアカデミー京都校」を「国際学友会日本語学校」に改め、同表京進日本語学校京都駅前校の項中「京進日本語学校京都駅前校」を「京進ランゲージアカデミー京都駅前校」に改め、同項の次に次のように加える。

洛北日本語学院	京都府

別表第一平成医療学園専門学校日本語学科の項の次に次のように加える。

ＢＡＳＩＣ日本語学院	大阪府
ファースト・スタディ日本語学校大阪本校	大阪府
メディカルエステ専門学校日本語学科	大阪府

別表第一尼崎国際日本語学校の項を削り、同表ＩＧＬ健康福祉専門学校日本語学科の項中「ＩＧＬ健康福祉専門学校日本語学科」を「ＩＧＬ医療福祉専門学校日本語学科」に改め、同表日本国際語学アカデミー・福岡校の項の次に次のように加える。

日本アジア国際教育センター	福岡県

別表第二環球日本語学習院・日本語科進学準備二年コースの項中「環球日本語学習院・日本語科進学準備二年コース」を「環球日本語学習院・進学特別課程二年コース、同・進学特別課程一年半コース」に改め、別表第四メロス日本語アカデミーの項の次に次のように加える。

東京日本語文化学校	東京都
ＫＣＰ共生日本語学校	東京都

別表第四姫路ＹＭＣＡ日本語学校の項の次に次のように加える。

尼崎国際日本語学校	兵庫県

○農林水産省告示第千九十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ベーコン類の日本農林規格（昭和四十八年四月十日農林省告示第七百八十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のベーコン類の日本農林規格により格付の表示が付されたベーコン類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ハム類の日本農林規格（昭和五十六年八月二十一日農林水産省告示第千二百六十号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のハム類の日本農林規格により格付の表示が付されたハム類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、プレスハムの日本農林規格（昭和四十六年二月二十六日農林省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のプレスハムの日本農林規格により格付の表示が付されたプレスハムについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ソーセージの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃